

いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、石川県が実施するいしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託業務の契約候補者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という）について、次の通り必要な事項を定める。

なお、県の歳出予算において、この事業に係る予算が計上されない場合には、この事業を実施しないことがある。

令和5年2月20日

石川県知事 馳 浩

1 事業の概要

(1) 事業名

いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業

(2) 事業の目的

今般の電気料金の値上げを踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入者に対して、キャッシュレスポイント等（以下「ポイント等」という）を交付することで、家庭における省エネをより一層加速することを目的とする。

(3) 事業内容

「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託業務仕様書」による。

※仕様書に掲げる内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえ、県と受託者の協議により内容を変更することがある。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

※契約の締結は令和4年度第1次3月補正予算の成立以降に行う。

(5) 委託料の上限額

480,000,000円（ポイント等原資分及び消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

委託料のうち、ポイント等原資分は353,000,000円以上とする。

※委託料の支払は実績による。

2 公募方法とスケジュール

(1) 公募方法

石川県生活環境部温暖化・里山対策室のホームページ上で公募する。

(2) スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表（公募開始）	令和5年2月20日（月）
質問書の提出期限	2月24日（金） 12時まで
プロポーザル参加申込期限	3月 3日（金） 12時まで
企画提案書の提出期限	3月 7日（火） 12時まで
審査会	3月10日（金）
審査結果の通知	3月13日（月）以降

3 プロポーザル参加の要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方公共団体及び国が発注した、本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、当該業務委託契約の締結の日において、令和4年度の競争入札参加資格を有すると認められた者であること。（県の指名停止の措置を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生法手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書

の提出日現在において滞納していない者であること。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問書（様式1）により提出すること。

（1）提出期限 令和5年2月24日（金） 12時まで

（2）提出方法 以下の宛先に電子メールにより提出すること。

提出の際は、件名を「【質問書】いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託業務」とすること。

【宛先】石川県生活環境部温暖化・里山対策室 エコライフ推進グループ 宛

メール <ecolife@pref.ishikawa.lg.jp>

（3）回答期日 令和5年2月28日（火）予定

（4）回答方法 石川県ホームページに掲載する。

5 プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本要領に定める参加申込書（様式2）を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

（1）提出期限 令和5年3月3日（金） 12時まで

（2）提出方法 以下の宛先に電子メールにより提出すること。

提出の際は、件名を「【参加申込書】いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託業務」とすること。

【宛先】石川県生活環境部温暖化・里山対策室 エコライフ推進グループ宛

メール <ecolife@pref.ishikawa.lg.jp>

6 企画提案書の提出

参加申込をした者は、本業務に係る企画提案書を以下により提出するものとする。

（1）企画提案書の提出期限

令和5年3月7日（火） 12時まで（必着）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする

（2）提出場所及び方法

石川県生活環境部温暖化・里山対策室まで持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

（3）提出書類（基本的にA4サイズとすること）

① 企画提案書の提出について（様式3）

② 確認書（様式4）

③ 企画提案書（様式任意）【正本】 1部 【副本】 10部

様式は任意であるが、別表審査基準を参考に次の事項を含めて作成すること

（ア）対象者へのポイント等交付関係

- ・ポイント等交付申請・審査の仕組み
- ・申請に対する審査体制及びシステムの内容及び維持管理方法
- ・不正防止措置
- ・交付することができるポイント等の種別

（イ）周知活動

- ・参加店舗募集、登録方法及び参加店舗への事業説明方法
- ・県民向け周知、広報方法

（ウ）セキュリティ確保

- ・個人情報保護の取組
- ・システムのセキュリティ確保の取組

（エ）業務実施体制

- ・受託者としての専門性・ノウハウ、実績
- ・人員配置（担当者のノウハウ、スキル含む）、責任体制
- ・コールセンターの設置及び運営方法
- ・業務に関する全体スケジュール

（オ）類似事業の業務実績

（カ）見積額（業務に要する経費及びその内訳）

（キ）その他事業の目的を達するために有効な事項

④ 参考見積書（様式任意）【正本】 1部 【副本】 10部

経費見積りは、積算根拠を明記し、業務内容別の内訳を添付すること。見積額は、消費税及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。

※③④の副本10部（審査用）には、提案者が特定できるもの（社章・社名・個人名等）を一切記載しないこと。

7 審査及び結果通知

（1）企画提案書等の審査

本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、原則として提案事業者の出席による審査を行う。

① 日時及び場所 令和5年3月10日（金） ※時刻は別途通知する

② 実施方法

- ・出席者は、1事業者3人以内とし、本件を受注した際に業務を主として担当する

者が出席すること。

- ・プレゼンテーション等に要する時間は、1者につき30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。内容は、企画提案書に基づくものとし、追加の資料配布（追加提案）は禁止とする。
- ・パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンテーションを行う場合は、電子データを事前に用意し、担当者宛てに審査会前日の12時までに送付すること。
- ・機材等（モニター等）は石川県にて用意するが、提案者側で機器等を用意する場合は、あらかじめ担当者に相談すること。
- ・プロポーザル参加者は、他の参加者のプレゼンテーション、質疑応答を傍聴することはできない。

（2）審査方法

- ① 別表の審査基準に従い、審査会において提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、審議の上、最も優れた提案者を契約候補者として選定する。
- ② 審査結果は、企画提案書の提案者全員に文書にて通知する。
- ③ その他
 - ・参加事業者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できる判断した場合は、当該参加事業者を契約候補者とする。
 - ・審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

（3）その他

（1）、（2）に掲げる内容は予定であり、申込状況等により変更する場合がある。

8 契約の締結等

（1）仕様書の協議等

選定した契約候補者と石川県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

（2）契約金額の確定

契約金額は、上記（1）により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し、決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

（3）その他

契約候補者と石川県の間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査において総合評点が次点であった応募者を契約候補者とし、協議する。

9 その他留意事項

ア 本業務の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。

- イ 企画提案書等の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。
- ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- エ 企画提案書を複数提出することは認めない。
- オ 提出後のデータの差し替えや修正は一切認めない。
- カ 提出された企画提案書等は理由を問わず返却しない。
- キ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。
 - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク この募集は令和4年度第1次3月補正予算成立を前提とした事前準備手続であり、石川県議会において本事業に係る予算が減額又は削除された場合、委託契約を締結しないことがある。この場合において、応募者が本業務を実施するために支出した経費については、県では一切補償しない。

10 問合せ・連絡先

石川県生活環境部温暖化・里山対策室（石川県行政庁舎7階）

住 所： 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電 話： 076-225-1462

E-mail： ecolife@pref.ishikawa.lg.jp

担 当： エコライフ推進グループ 新、能嶋